



(留意事項)

(1) 組合員のマイナンバーと氏名・生年月日・性別・住所（以下「マイナンバー等」という。）が正確に記入された組合員資格取得届書（被扶養者についての事項を届け出る場合は被扶養者申告書。以下「資格取得届書等」という。）を共済組合が受領し、データ登録を完了してからマイナンバーカードによる受診が可能になります。（別途、ご自身での利用登録が必要です。）

(2) 資格取得届書等にマイナンバー等を正確に記載した場合は、資格取得届書等が共済組合に提出されてからおおむね5日以内でデータ登録が完了します。

(3) データ登録完了後、共済組合より「資格情報通知書」を送付します。

(4) 資格取得後に初めてマイナンバーカードにより受診する場合は、事前にマイナポータルにアクセスし、共済組合の資格情報が登録されていることを確認してください。